

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：令和2年11月20日（金）

議 題：香川県三豊市の家きんにおける鳥インフルエンザ
の疑似患畜の発生について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

関係府省庁連絡会議(局長級)資料

農林水産省

令和2年11月20日

1	香川県における 高病原性鳥インフルエンザの発生事例について	・・・	1
2	総理指示	・・・	5
3	対応方針	・・・	7
4	防疫措置状況	・・・	7
5	輸出への影響	・・・	8
	【参考】 高病原性鳥インフルエンザとは	・・・	9
	【参考】 世界における鳥インフルエンザの発生状況	・・・	10
	【参考】 国内における 高病原性鳥インフルエンザ発生状況	・・・	11

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について①

(1)国内1例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約32万羽

②周辺農場 : 3km圏内 26戸・189万羽 、 3km-10km圏内 89戸・273万羽 、 合計 115戸・462万羽

③発生経緯

・11月4日(水)、約2千羽の鶏が死亡したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日18時00分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、5日(木)6時00分に疑似患畜と確定。

(2)国内2例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県東かがわ市の養鶏場(採卵鶏)、約4.6万羽

②周辺農場 : 3km圏内 3戸・16万羽 、 3km-10km圏内 9戸・51万羽 、 合計 12戸・67万羽

③発生経緯

・11月7日(土)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日14時30分、簡易検査陽性と判明。

・動物衛生研究部門がPCR検査を実施し、国による確認の結果、8日(日)9時00分に疑似患畜と確定。

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について②

(3)国内3例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用種鶏)、約1.1万羽

②周辺農場 : 3km圏内 31戸・141万羽 、 3km-10km圏内 75戸・292万羽 、 合計 106戸・433万羽

③発生経緯

・11月10日(火)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日16時00分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、11日(水)4時00分に疑似患畜と確定。

(4)国内4例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用種鶏)、約1.0万羽

②周辺農場 : 3km圏内 20戸・134万羽 、 3km-10km圏内 92戸・294万羽 、 合計 112戸・428万羽

③発生経緯

・11月12日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日14時00分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、13日(金)3時40分に疑似患畜と確定。

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について③

(5)国内5例目の概要

- ①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約7.7万羽
- ②周辺農場 : 3km圏内 18戸・161万羽 、 3km-10km圏内 96戸・286万羽 、 合計 114戸・447万羽
- ③発生経緯
 - ・11月14日(土)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日14時00分、簡易検査陽性と判明。
 - ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、15日(日)3時00分に疑似患畜と確定。

(6)国内6例目の概要

- ①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約14.7万羽
- ②周辺農場 : 3km圏内 20戸・110万羽 、 3km-10km圏内 92戸・270万羽 、 合計 112戸・380万羽
- ③発生経緯
 - ・11月19日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日15時30分、簡易検査陽性と判明。
 - ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、20日(金)4時00分に疑似患畜と確定。

◎国内6例目疫学関連の概要

・人、車両を介してウイルスに汚染された可能性がある6例目農場の飼養管理者が出入りしていたこと等により、疫学関連が確認された以下の4農場の飼養鶏についても、家きん疾病小委員会の専門家に意見を聴いた上で、防疫指針に基づき、疑似患畜と確定。

- ①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約11.6万羽
- ②場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約1.9万羽
- ③場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用鶏)、約5.7万羽
- ④場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用鶏)、約1.6万羽

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について④

(7)国内7例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約49.5万羽

②周辺農場 : 3km圏内 20戸・110万羽 、 3km-10km圏内 92戸・270万羽 、 合計 112戸・380万羽

③発生経緯

・11月19日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日15時30分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、20日(金)4時00分に疑似患畜と確定。

2 総理指示 (令和2年11月5日(木)6時57分)

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、
予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、
農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、
徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

3 対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 葉梨副大臣を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。(国内1例目発生時)
- 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、大臣官房審議官(消費・安全局)を本部長とする農林水産省現地对策本部を設置し、香川県と緊密な連携を図り、防疫措置の徹底及び農場間の疫学関連の分析等を行う。(11月15日(日)5時00分現地对策本部設置)
- 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」の派遣。
- 全都道府県に対し、飼養衛生管理の強化の再徹底(①早期発見及び早期通報の徹底、②防鳥ネット設置・車両出入りの厳重管理、③農場消毒の再徹底)を改めて通知。
- 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 防疫措置の進捗状況

令和2年11月20日 9時00分現在

事例数：7事例（防疫措置対象：11農場、約131万羽）			農林水産省 対策本部	防疫対応状況（予定は最短の場合）						
発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2		措置完了日(0日目)		10日目		～		21日目
				防疫措置(殺処分、消毒等)		清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除		
				開始	完了					
①	養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月5日	317,201羽 (採卵鶏)	11月5日	11月5日 11時15分	11月15日 16時30分	—	—	—	
②	養鶏場 (香川県東かがわ市)	令和2年 11月8日	46,259羽 (採卵鶏)	11月8日	11月8日 11時30分	11月12日 14時00分	—	—	—	
③	養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月11日	10,587羽 (肉用種鶏)	11月11日 (持ち回り)	11月11日 7時00分	殺処分は 11月11日 に終了	—	—	—	
④	養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月13日	10,334羽 (肉用種鶏)	11月13日	11月13日 5時00分	11月17日 12時00分	—	—	—	
⑤	養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月15日	77,089羽 (採卵鶏)	11月15日 (持ち回り)	11月15日 5時00分	殺処分は 11月16日 に終了	—	—	—	
⑥	養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月20日	約14.7万羽 (採卵鶏)	11月20日 (持ち回り)	11月20日 6時00分	—	—	—	—	
⑥' (関連)	養鶏場 (香川県三豊市)	—	約11.6万羽 (採卵鶏)		11月20日 (予定)	—	—	—	—	
⑥' (関連)	養鶏場 (香川県三豊市)	—	約1.9万羽 (採卵鶏)		11月20日 (予定)	—	—	—	—	
⑥' (関連)	養鶏場 (香川県三豊市)	—	約5.7万羽 (肉用鶏)		11月20日 (予定)	—	—	—	—	
⑥' (関連)	養鶏場 (香川県三豊市)	—	約1.6万羽 (肉用鶏)		11月20日 (予定)	—	—	—	—	
⑦	養鶏場 (香川県三豊市)	令和2年 11月20日	約49.5万羽 (採卵鶏)		11月20日以降 (予定)	—	—	—	—	

※1 疑似患者と確定した日 ※2 殺処分時の最終羽数(殺処分未了の場合は見込みの羽数)

5 輸出への影響

(1) 輸出一時停止の経緯

11月5日、香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、同日から、**日本全国の家きん肉及び卵の輸出を一時停止。**

(2) 輸出再開に向けた協議

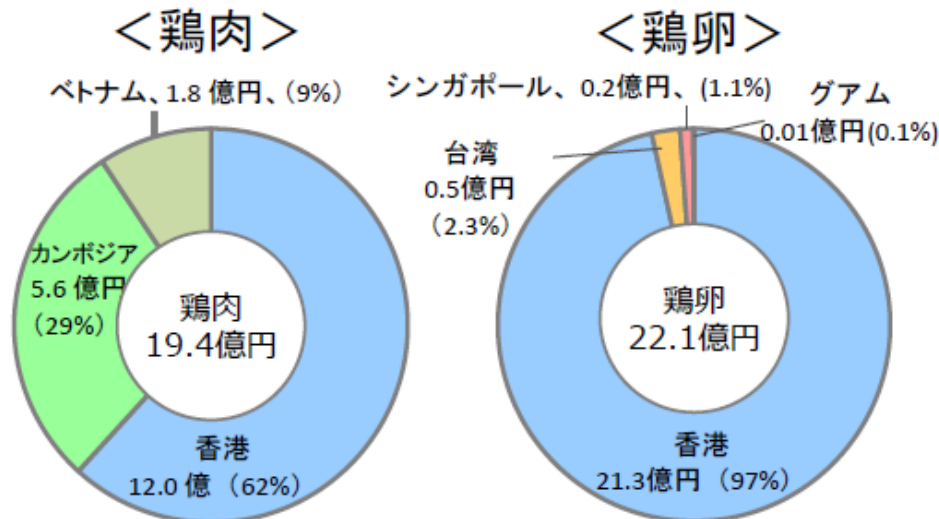
11月5日に輸出相手国当局に対し、**輸出再開に向けたレターを発出済み。**地域主義(※)の適用等を活用した**早期の輸出再開を目指す。**

※地域主義とは、疾病発生国であっても未発生地域を特定し、そこからの輸入を可能とするOIEルールで認められている措置。

(3) 協議状況

- ①香港 : 11月6日、香川県以外で生産及び処理された**家きん肉及び卵の輸出を再開。**
- ②ベトナム : 11月12日、香川県以外で生産及び処理された**家きん肉の輸出を再開。**
- ③シンガポール : 11月9日、香川県以外で生産及び処理された**家きん肉及び卵の輸出を再開。**
- ④米国 : 11月11日、香川県以外で生産及び処理され、かつ香川県を經由していない**家きん卵の輸出を再開。**
- ※カンボジア : 日本国内で流通している家きん肉・肉製品のカンボジアへの輸入が認められており、今般の発生後、カンボジア当局にも一報の上、**輸出を継続。**

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2019年)について】



【参考】高病原性鳥インフルエンザとは

(1)原因(病原体)

OIEが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病

(2)対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3)症状・特徴

震え、起立不能、斜頸などの神経症状、沈鬱、食欲消失、急激な産卵低下・停止、顔の腫れ、トサカ・脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症:海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告

(4)発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29年度(平成30年1月)に発生。これまでは11月下旬以降に発生していたが、令和2年度は11月上旬に発生。

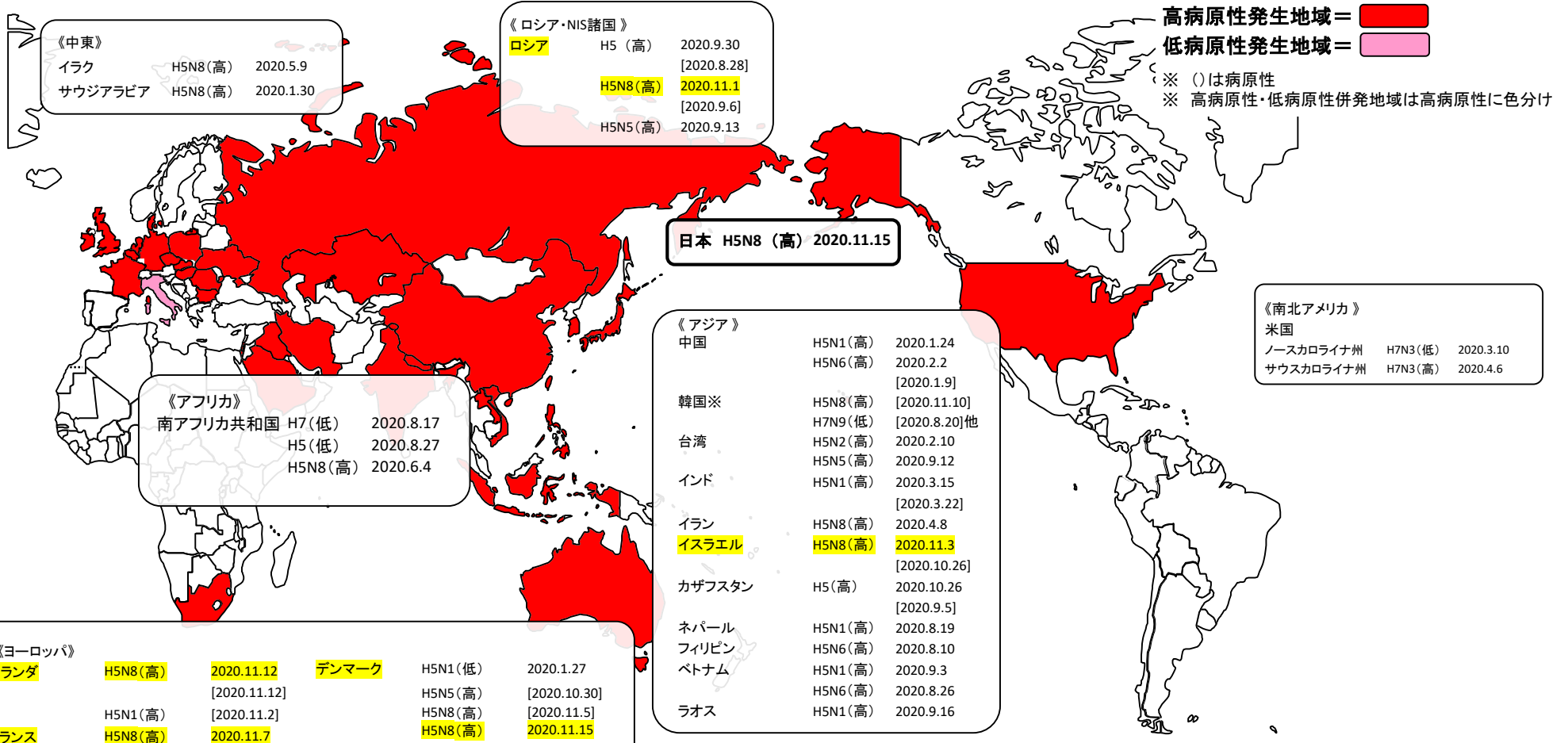


元氣消失



鶏の大量死

【参考】高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2020年以降)



高病原性発生地域 = ■
 低病原性発生地域 = ■
 ※ () は病原性
 ※ 高病原性・低病原性併発地域は高病原性に色分け

《中東》
 イラク H5N8(高) 2020.5.9
 サウジアラビア H5N8(高) 2020.1.30

《ロシア・NIS諸国》
ロシア H5(高) 2020.9.30
 [2020.8.28]
H5N8(高) 2020.11.1
 [2020.9.6]
 H5N5(高) 2020.9.13

日本 H5N8(高) 2020.11.15

《南北アメリカ》
 米国
 ノースカロライナ州 H7N3(低) 2020.3.10
 サウスカロライナ州 H7N3(高) 2020.4.6

《アフリカ》
 南アフリカ共和国 H7(低) 2020.8.17
 H5(低) 2020.8.27
 H5N8(高) 2020.6.4

《アジア》
 中国 H5N1(高) 2020.1.24
 H5N6(高) 2020.2.2
 [2020.1.9]
 韓国※ H5N8(高) [2020.11.10]
 H7N9(低) [2020.8.20]他
 台湾 H5N2(高) 2020.2.10
 H5N5(高) 2020.9.12
 インド H5N1(高) 2020.3.15
 [2020.3.22]
 イラン H5N8(高) 2020.4.8
イスラエル **H5N8(高)** 2020.11.3
 [2020.10.26]
 カザフスタン H5(高) 2020.10.26
 [2020.9.5]
 ネパール H5N1(高) 2020.8.19
 フィリピン H5N6(高) 2020.8.10
 ベトナム H5N1(高) 2020.9.3
 H5N6(高) 2020.8.26
 ラオス H5N1(高) 2020.9.16

《ヨーロッパ》
オランダ **H5N8(高)** 2020.11.12 **デンマーク** H5N1(低) 2020.1.27
 [2020.11.12] H5N5(高) [2020.10.30]
 H5N1(高) [2020.11.2] H5N8(高) [2020.11.5]
フランス **H5N8(高)** 2020.11.7 **H5N8(高)** 2020.11.15
 ブルガリア H5N8(高) 2020.6.4 ポーランド H5N8(高) 2020.3.30
ドイツ **H5N8(高)** 2020.11.16 [2020.1.6]
 [2020.11.13] スロバキア H5N8(高) 2020.1.28
 H5N5(高) 2020.11.9 ハンガリー H5N8(高) 2020.6.4
 [2020.11.6] ルーマニア H5N8(高) 2020.1.16
英国 H5N2(低) 2020.10.30 チェコ H5N8(高) 2020.2.16
H5N8(高) 2020.11.9 [2020.11.5] ウクライナ H5(高) 2020.1.18
 [2020.11.5] イタリア H5N3(低) 2020.6.15
 アイルランド H5N8(高) [2020.10.29] H7N1(低) 2020.4.16
 ベルギー H5N8(高) [2020.11.7]

《オセアニア》
 オーストラリア H7N7(高) 2020.8.23
 H5N2(低) 2020.8.8
 H7N6(低) 2020.8.18

※日付は発生日又は検体回収日に基づく
 ※[]は野鳥及び愛玩鳥等における発生を示す
 ※本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない
 ※型別に最新の発生事例を記載
 ※ 韓国のウイルス亜型の詳細については「韓国における野鳥からのインフルエンザウス分離事例」を参照

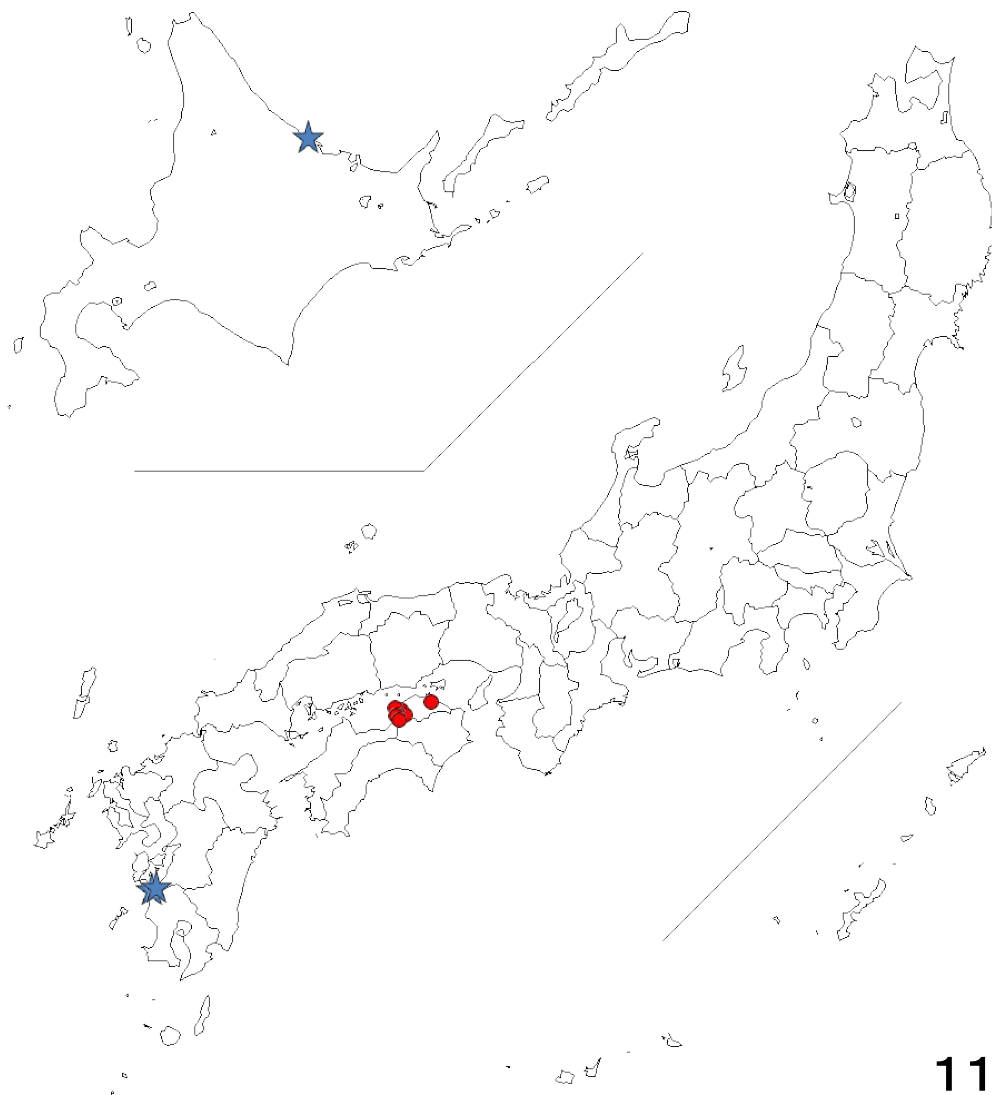
【参考】 令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和2年11月20日時点)

家きん 1県7事例

事例	都道府県	市町村	疑似患畜判定日	飼養状況	病原性	亜型
1	香川県	三豊市	R2.11.5	採卵鶏約32万羽	高	H5N8
2	香川県	東かがわ市	R2.11.8	採卵鶏約4.6万羽	高	H5N8
3	香川県	三豊市	R2.11.11	肉用種鶏約1.1万羽	高	H5N8
4	香川県	三豊市	R2.11.13	肉用種鶏約1万羽	高	H5N8
5	香川県	三豊市	R2.11.15	採卵鶏約7.9万羽	高	H5N8
6	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約14.7万羽	検査中	H5
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約11.6万羽	-	-
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約1.9万羽	-	-
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	肉用鶏約5.7万羽	-	-
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	肉用鶏約1.6万羽	-	-
7	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約49.5万羽	検査中	H5

● 家きん
★ 野鳥等



野鳥 2道県3事例(検査中2事例)

都道府県	市町村	検体回収日	検体	病原性	亜型
北海道	紋別市	R2.10.24	糞便	高	H5N8
鹿児島県	出水市	R2.11.9	環境試料(水)	高	H5N8
鹿児島県	出水市	R2.11.5	糞便	高	H5N8
鹿児島県	出水市	R2.11.15	オナガガモ死体	検査中	検査中
鹿児島県	出水市	R2.11.16	スズガモ死体	検査中	検査中

2 消安第 3664 号
令和 2 年 11 月 19 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

今月に入り、香川県下の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が短期間で 5 例続発し、そのうち 4 例は移動制限区域という限られた地域において短期間で発生が確認されています。また、本年度は、既に北海道及び鹿児島県において、野鳥の糞便等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているほか、欧州諸国をはじめ世界的にも発生が継続しており、渡り鳥が池、干潟等に飛来するこの時期は、全国的にウイルスが持ち込まれる可能性が高く、全国いずれの地域においても発生リスクがあります。

このように、環境中にウイルスが存在している可能性が高い状況下では、関係者が一体となって地域で防疫対策を講ずることが発生予防及びまん延防止の観点から効果的と考えます。

このような状況を踏まえ、貴職におきましては、下記の対応により、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化及び徹底を図るよう関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 飼養衛生管理基準遵守等の徹底

(1) 車両の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両の入境をできる限り制限すること。
- ・衛生管理区域に出入りする車両については、入退場時の車両の消毒に加え、当該車両のフロアマット及び荷台の清掃及び消毒を行うこと。

(2) 人の移動に係る防疫対策

- ・衛生管理区域に立ち入るときは、入退場時に手指消毒を行い、衛生管理区域内専用の手袋、衣服、長靴等を着用すること。
- ・原則、当日に他の畜産関係施設に立ち入った者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
- ・家きん舎の出入口において、手指消毒、手袋交換及び長靴交換を行うこと。

(3) 物の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両、人及び物の入境をできる限り制限すること。
- ・他の農場で飼養管理の際に使用した器具、機材、資材、筆記用具等は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、消毒すること。
- ・複数農場で共用する死亡家きん保管施設及び糞尿処理施設については、農場間の交差汚染を防止するための車両等の消毒を実施すること。

(4) 野生動物侵入防止対策

- ・家きん舎、堆肥舎等について、屋根や壁の隙間、防鳥ネットの破損等を確認し、問題があれば、段ボール等による応急的措置も含めて早急に野生動物の侵入防止を図ること。
- ・家きん舎に設置された人及び機材の出入口、鶏糞の排出口等の扉、シャッター等については、使用時以外は閉鎖すること。

(5) 飼養環境に関する対策

- ・衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

2. 地域協議会の開催による地域の防疫体制の構築

都道府県、市町村、生産者（生産者団体）、関連事業者等の関係者からなる地域協議会を開催し、発生予防対策等の周知や国内外における高病原性鳥インフルエンザに係る発生状況等の情報共有を行い、地域一体となった防疫体制を構築すること。

予防対策の重要ポイント

(参考1) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料

【衛生管理区域】

家きん舎



フェンス設置



車両消毒



入場者等の記録



専用の服や靴の使用



家きん舎毎の消毒



家きん舎専用の靴使用



出入りの最小限化



壁等の破損修繕



金網等の破損修繕



集卵・除糞ベルトの
開口部の隙間対策



排水溝等からの
侵入防止対策
(鉄格子の設置)



ねずみ対策
(トラップ設置)



家きん舎周辺の
整理・整頓



家きん舎周囲の
樹木の剪定



消毒の実施



消毒液の定期的交換

① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検

予防対策の重要ポイント

(参考2)農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料



- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録

- ②野生動物対策
- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底

(リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)

(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、
今後変更される可能性があります。

香川県三豊市における鳥インフルエンザ発生に係る災害派遣について

令和2年11月20日
防 衛 省

概要	<ul style="list-style-type: none">○ 11月19日(木)、香川県三豊(みとよ)市に所在する2養鶏場(約64.2万羽)及び関連4養鶏場(約20.8万羽)において鳥インフルエンザの疑いが発生。検査の結果、本日(20日)、鳥インフルエンザ陽性が確定。○ 本日0545、香川県知事から陸上自衛隊第14旅団長(善通寺)に対し、鶏の殺処分等の支援に係る災害派遣を要請。○ 本日0832より、第15即応機動連隊(善通寺)及び第14後方支援隊(善通寺)を基幹とする2個対処部隊が殺処分等を開始。 <p>※ 11月5日(木)以降、香川県においては6例目及び7例目。そのうち自衛隊への災害派遣要請は4回目。</p>
活動部隊	○ 陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)、第14後方支援隊(善通寺)、中部方面特科隊(松山)、第14高射隊(松山)、第50普通科連隊(高知)等
活動態勢	○ 約1,000名(第15即応機動連隊基幹対処部隊:5個チーム(各隊約80名)及び第14後方支援隊基幹対処部隊:6個チーム(各隊約70名)を編成し、ローテーションにより24時間態勢で対応) ※後方支援要員を含む
活動内容	○ 養鶏場内における鶏の殺処分等

位置関係図



【参考1】香川県における鳥インフルエンザに係る災害派遣の状況(令和2年11月～)

- ① 令和2年11月5日～8日(三豊市) (約32万羽)
- ② 令和2年11月8日～9日(東かがわ市) (約4.6万羽)
- ③ 令和2年11月15日～16日(三豊市) (約7.7万羽)

【参考2】鳥インフルエンザに係る災害派遣活動の様子(11月15日～16日)

活動準備



鶏の搬出・運搬



令和2年11月20日

家きんにおける こうびょうげんせい 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
に係る環境省の対応について

環 境 省

香川県三豊市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県等と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 三豊市での発生（家きん国内1、3、4例目）を受けて、野鳥での感染状況の把握等を目的とした緊急調査を実施してきたところであり、今回の家きん国内6例目、7例目に関しては、野鳥監視重点区域の範囲が重なっているため、引き続き、野鳥の監視を強化することで対応。

※参考：香川県三豊市、東かがわ市における家きんでの発生を受けての対応

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の設定日
1	11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日
2	11月8日	香川県東かがわ市	11月9日～11日	11月8日
3	11月11日	香川県三豊市	11月12日～14日	11月11日
4	11月13日	香川県三豊市	11月14日～16日	11月13日
5	11月15日	香川県三豊市	—	11月15日

<野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは現時点で、北海道及び鹿児島県で計3例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が確認されている。

	場所	検体	検出日
1	北海道紋別市	野鳥糞便※1	10月30日
2	鹿児島県出水市	環境試料※2 (水)	11月13日
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便※3	11月17日

※1 北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

※2 鹿児島大学で実施した検査のために採取されたもの

※3 環境省で実施した野鳥の糞便調査で採取されたもの

- 国内の複数箇所が高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されているため、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥の監視を強化中。
- 野鳥糞便、環境試料（水）及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。
北海道、香川県、熊本県及び鹿児島県が野鳥監視重点区域内における緊急調査等を実施しているが、これまでのところ、野鳥での異常は確認されていない。